

商品概要説明書

(定期積金)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 定期積金
2.販売対象	・ 個人および法人
3.期間	・ 6か月以上5年以下
4.払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 契約期間内で掛金を分割払込 ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 100円単位(ただし、目標式の調整回は1円単位)
5.払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6.給付補てん金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として、契約期間における掛金残高の積数に年利回りを乗じて計算します。 ・ 個人のもは20%(国税15%, 地方税5%)の分離課税, 法人のもは総合課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	・ 毎月一定額を払い込む「定額式」または目標額を定めて払い込む「目標式」(初回調整式, 最終回調整式)が選択できます。 ・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・ 満期日に自動解約のうえ、指定口座に入金することができます。また、同一条件の定期積金を自動的に再契約することもできます。
9.中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 当初契約時の年利回り×60% (ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。)
10.貯金(預金)保険制度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息, 要求払い, 決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または金融共済部(電話:025-772-3460)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛県弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
12.その他参考となる事項	・ 払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間まで繰延べます。または、当初契約時における店頭表示の年利回りの割合(年365日の日割計算)による遅延利息を負担していただきます。 ・ 掛金が払込日前に払い込まれた場合は、当初契約時の店頭表示の利回りに準じて先払割引金を計算します。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

J A魚沼みなみ